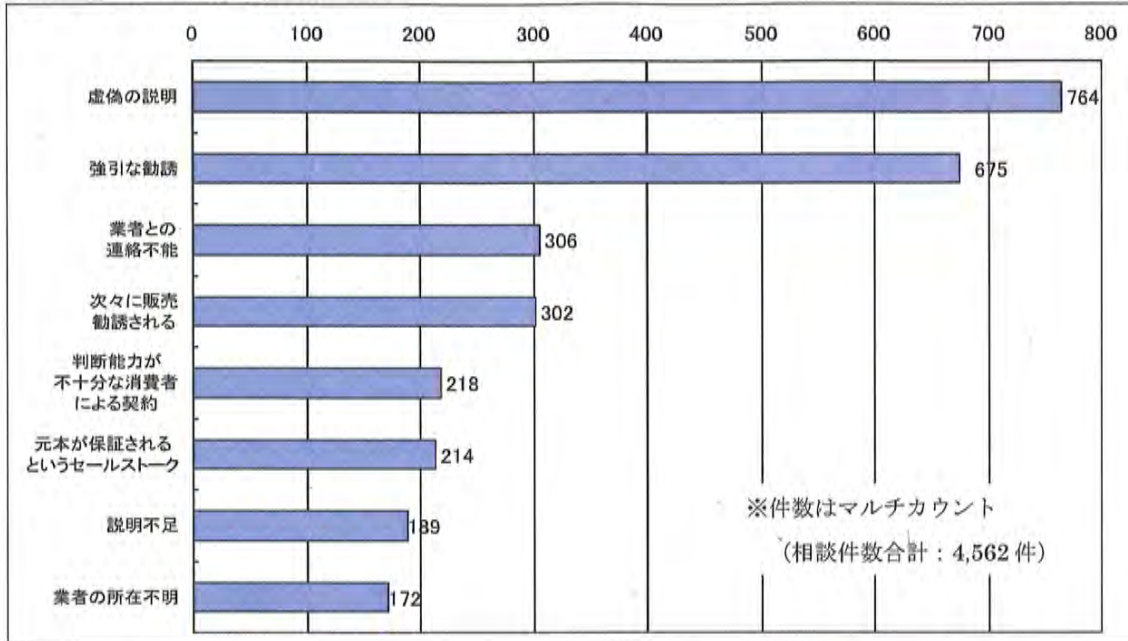


図3 主な相談内容別件数



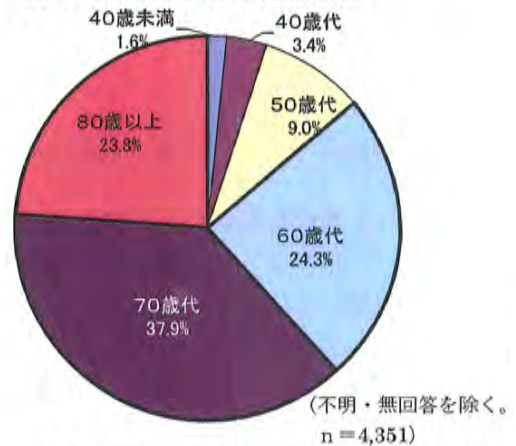
④契約当事者の属性<sup>12</sup>

契約当事者の年代をみると、70歳代が最も多く全体の約4割を占めているほか、80歳代も2割強となっています。60歳以上で全体の9割弱を占めており、高齢者のトラブルが非常に多くなっています(図4)。

契約当事者の性別では、女性が約7割を占めています。

また、家族からの相談など、相談者が契約当事者以外の人のケースは約2割となっています。

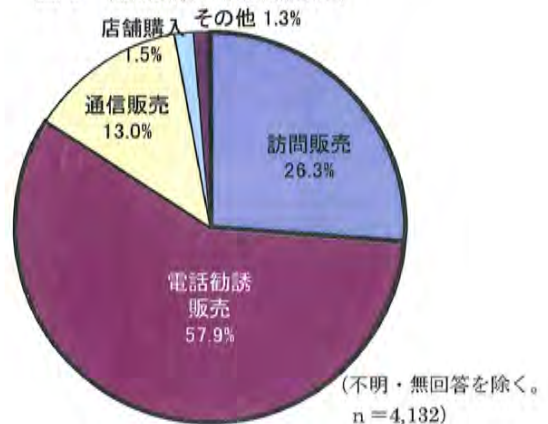
図4 契約当事者年代別割合



⑤販売購入形態

販売購入形態別では、「電話勧誘販売」が最も多く全体の約6割を占めており、「訪問販売」も約3割となっています。「電話勧誘販売」と「訪問販売」で全体の8割を超え、不招請の勧誘によるトラブルが非常に多いことがうかがわれます(図5)。

図5 販売購入形態別割合

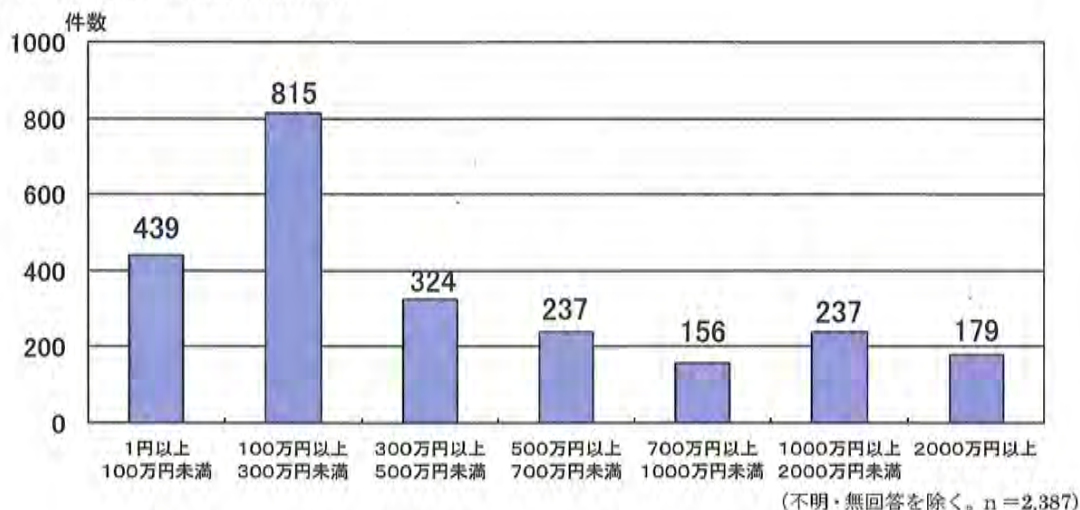


12 以下、契約当事者の属性等については不明・無回答を除いて割合を算出している。

## ⑥既支払い金額

すでにお金を支払っていたという相談は 2,387 件（全体の約 52%）でした。その支払い金額を見ると、100 万円以上 300 万円未満が最も多くなっていますが、1,000 万円以上の高額なケースも少なくなく、平均金額は約 600 万円となっています。また、既支払い金額の合計は約 144 億円でした。

図 6 既支払い金額別相談件数



## 2. プロ向けファンドに関する相談事例

### 【事例 1】突然の電話で、認知症ぎみの高齢者にプロ向けファンドを勧める業者

昨日、父親から、母が投資ファンドの契約をして明日 100 万円を担当者が取りに来る、と聞いた。母に聞くと「女性から電話があり、資料を送ると言われた。封書が届いた後、男性の訪問があった。配当金がもらえると言うので契約書らしき用紙に名前と印鑑を押した」と言っている。母には軽い認知症があるため父も気をつけていたが、父が留守中に訪問があり契約したようだ。パンフレットを確認すると「4 カ月に 1 回年金のように配当金が受け取れる」「安心の 3 年満期定期タイプのファンド」「個人のための運用商品」「最低予定利回り 4.8%（税引き後）」などと書かれている。母の手元にはリスクについて書かれている書類は一切なかった。また契約書の控えもなかった。両親とも止めたいと言っているので、断り方を教えてほしい。

(2013 年 7 月受付 契約当事者：80 歳代 女性 東京都)

### 【事例 2】判断力が不十分な高齢者に「必ずもうかる」と言って電話勧誘する業者

高齢の母親が、「必ずもうかるから」とのファンドの電話勧誘を受け、その後担当者の来訪を受けて契約した。一口 10 万円で 15 口の契約をしており、150 万円を支払ったらしい。契約書では 1 年間は解約できないことになっている。2 カ月に一度 1 万円ほどの配当金が得られ、1 年後に元金 150 万円が戻ってくることになっているが、本当に戻るか不安である。母親は一人暮らしで、判断力に少々問題が出てきており、必ずもうかるという話を信じてしまったようだ。違約金を払ってでも解約させたいと考えているがどうか。

(2013年7月受付 契約当事者：70歳代 女性 神奈川県)

**【事例3】 リスクを理解しない高齢者にプロ向けファンドへ出資させる業者**

業者から「出資しないか」との電話があり、その後自宅に業者が訪問してきた。仕組みは分からなかったが、利率が10～12%との説明を受け、家族に内緒で自分の小遣いから10万円を出資した。申込書は自宅で書いたが、出資金の10万円の引渡しは市内の家電量販店の建物の横で行った。約款、パンフレットは現金を渡した後にもらった。後日約款を読んだところかなりリスクが高いことが分かった。リスクがあることが分かっていたら出資していなかった。最近も営業マンから増資しないかとの電話が来るが断っている。出資先の業者は本当に国の機関で認められた業者なのか。リスクも高く、本当に高配当が期待できるか分からないので、今後契約を継続しようかどうか迷っている。

(2013年7月受付 契約当事者：70歳代 男性 群馬県)

**【事例4】 コンピュータ分析による株や商品先物への投資をうたうプロ向けファンド**

1年以上前、ある匿名組合に150万円を出資したが、先日その担当者から「ボーナス商品がある」との電話勧誘を受け、再び契約し、400万円のうち100万円を支払った。担当者の説明では、株や商品先物の売買のタイミングをコンピュータで分析して投資をするもので、すでに利益が出ているという。年利16%の配当につき、3年後に満期になる契約で、「絶対に倒産することはない」とのことだった。明日までに残金の300万円を支払わなければならないが、大丈夫だろうか。

(2013年9月受付 契約当事者：60歳代 男性 千葉県)

**【事例5】 「利率がよい」とCO2排出権取引<sup>13</sup>ファンドを勧誘する業者**

1年ほど前、大学の後輩という男性から電話があった。最初は実家も近いなどと世間話をするだけだったが、親しくなって数回自宅への訪問を受けた。その際、「自分の会社で、期間も短く銀行よりも利率がよいものがあるかどうか」と、CO2排出権取引に投資をする契約を勧められた。自分としては半年後に元本も戻るのであれば、と思い100万円を契約した。その後2回配当として約2万7,000円受け取った。その間、毎日、電話があった。半年後、満期になったところで元本が戻ると思っていたら、「期間をあと1年延長することが決まった」と言われた。話が違うので、解約し、返金してほしい。

(2013年10月受付 契約当事者：80歳代 男性 東京都)

**【事例6】 金融庁に届け出ていることで信用させようとする業者**

自宅に、投資組合だかもうかるので投資するよう勧誘の電話がかかってきた。業者は「金融庁に届出を出しているから悪質業者ではない」と言うが、信用できるか。

(2013年7月受付 契約当事者：60歳代 男性 東京都)

13 「CO2排出権(CFD)取引」とは、実際にCO2排出権の取引が行われている欧州やアメリカの市場の価格相場を参照して行うCFD(Contract For Difference=差金決済)取引である。CFD取引とは、証拠金をベースに、実際投資対象(排出権)の現物の受渡しを行わず、CO2排出権の価格相場を参照し、取引開始時の売買価格と、その後の反対売買時の価格の差額(差損益)のみのやり取りをする取引である。

CO2排出権CFD取引は、CO2排出権の価格の変動リスクのほか、証拠金取引(証拠金の数倍から千倍の取引ができる取引)であるため、損失が最初に支払った証拠金の額を上回るリスクがあり、また参照している市場が海外市場(ユーロ建て・ドル建て)であることから為替変動リスクも伴う。このため、非常にハイリスクな取引である。

### 【事例7】高齢者に執拗な勧誘を行う業者

同窓の人だけに紹介していると、よく分からない金融商品を勧める電話があった。最初は断っていたが、その後4～5回電話があり、訪問を許してしまった。担当者は誠実そうで、「これまで一度も元本を割ったことがないファンドで、来年に期日になるが少しだけ残っている。配当金も年4回で100万円あたり4～5千円渡せる」としつこく勧められた。何度か断ったが、「定期預金は1年で200円しか利息がつかないですからね」という言葉に惑わされ、根負けして契約してしまった。100万円くらいと考えていたが、更に高額な金額でと言われ、定期預金を解約して契約した。4カ月後、担当者から配当金数千円が出るとの連絡があり、振込でいいと言ったが届けると言って上司を連れてきた。その際、海外の不動産ファンドをしつこく勧誘された。信用できる会社か。  
(2013年8月受付 契約当事者：80歳代 女性 東京都)

### 【事例8】代わりに買ってくれば謝礼を払うという不審な勧誘（劇場型勧誘）

B社を名乗る者から、「A社（注：プロ向けファンド届出業者）の黄色いパンフレットが届いていないか。市内に500通送付されているもので、中身は年利6%の投資信託の案内だ。そのパンフレットを当社に譲渡してくれたら、最大5万円の商品券を贈る。届いた際は是非連絡がほしい」との電話があった。さらに、C社を名乗る者から「A社の社債を購入してくれたら10万円の謝礼を出すし、もっと高く買い取る」との連絡があった。その後、パンフレットが自宅に届いた。不審なので情報提供する。  
(2013年7月受付 契約当事者：60歳代 男性 三重県)

## 3. 相談事例から見た問題点

プロ向けファンドは、基本的にプロ投資家を相手に販売・運用が行われるものとして簡素な規制となっており、一般投資家を念頭においた規制にはなっていません。しかし、制度上49人以下であれば一般投資家にもファンドを取得させることができることから、一部の業者によって、不特定多数の一般投資家への勧誘を前提としたプロ向けファンドが組成され、高齢者を中心とする投資経験の乏しい者に対して不適切な勧誘が行われています。

### (1) 自宅への突然の訪問や電話により、投資経験が乏しく積極的に契約を望んでいない高齢者等に対してハイリスクで複雑なプロ向けファンドが販売されている

不特定多数の一般投資家への勧誘を前提としたプロ向けファンドでは、飛び込みによる訪問販売や、電話帳に掲載されている人への電話勧誘などによって、高齢者等への不招請の勧誘が行われています【全事例】。

プロ向けファンドにおける投資対象は、新規事業（ベンチャー）、有価証券、不動産、企業貸付などのほか、商品先物取引や外国為替証拠金取引、さらにはCO2排出権CFD取引などもあります<sup>14</sup>。投資経験が乏しく積極的に契約を望んでいない高齢者等に対して、ハイリスクで複雑なプロ向けファンドが販売されており、特に、認知症の高齢者など判断力が不十分で、そもそも取引内容（ファンドの仕組み、投資内容、そのリスクなど）を理解することが困難な者への販売が目

14 有価証券やデリバティブ商品そのものを直接消費者に販売する場合は、各法律によって参入規制や販売勧誘規制が課されているが、プロ向けファンドを介させて金融商品に投資する場合はこれらの規制の適用はない。

立っています【事例1、2】。

プロ向けファンドでは、本来、不特定多数の一般投資家への勧誘は前提とされていませんが、実際には一部の業者によって広く不招請の勧誘が行われており、消費者のニーズや意向に則していない適合性に欠ける契約をさせています。金融商品取引法では、金融商品取引業者等は、消費者の知識、経験、財産の状況や契約の目的に照らして、不相当と認められる勧誘を行って投資者保護に欠けることのないよう業務を行わなければならないこととされていますが(適合性の原則。同法40条1号)、販売勧誘規制が大幅に緩和されているプロ向けファンドの場合、当該規定は適用されません。

## (2) うそや、ぎまんだ的な説明、不十分なリスク説明、迷惑勧誘などが行われている

プロ向けファンドの勧誘では、「元本保証」「必ずもうかる」などの虚偽や断定的な表現による説明や、「4カ月に1回年金のように配当金が受け取れる」「個人のための運用商品」「最低予定利回り〇%」などのぎまんだ的な説明が行われる一方、投資対象や取引に係るリスク等に関して全く説明がないまたは説明が十分でなく、消費者が取引内容について正しく理解できていないケースが多く見られます【事例1～5】。

また、「金融庁に届け出ている」などと、あたかも金融庁公認の事業であるかのように説明し、消費者を信用させようとする業者もいます【事例6】。

さらに、何度も電話をしてきて根負けして契約させるなど、執拗な勧誘も見られます【事例7】。

元本保証でないのに「元本保証」など虚偽の説明をすることは、プロ向けファンドでも金融商品取引法で禁止されています。

また、金融商品販売法では、断定的判断の提供が禁止されているほか、投資リスク等について、消費者の知識、経験、財産の状況や契約の目的に照らして、消費者が理解できるような表現や方法で説明する義務が課されており、こうした不適切な勧誘はこれらの規定に違反している可能性があります。

## (3) 劇場型勧誘が行われるなど、詐欺的な業者の関与がうかがわれる

プロ向けファンドに関する相談の中には、複数の業者が登場し詐欺的な勧誘を行う「劇場型勧誘」が見られます。電話で「代わりに買っていただければ高値で買い取る」「謝礼を払うので名義だけ貸してほしい」「限られた49人にしか購入できない」などと勧誘して、消費者にファンドへの出資をさせますが、その後その業者(買取り業者)とは連絡が取れなくなるもので、詐欺的な業者が関与していることがうかがわれます【事例8】。

また、過去の被害を回復できるなどと言って、新たな出資を勧誘するものも見られます。

## (4) ファンドの運営内容について、十分な情報提供がなく消費者が把握できていない

プロ向けファンドの販売にあたっては、ファンドの運営内容について説明したり書面を交付する義務が課されていないため、ファンドの具体的な仕組みや、投資対象の資産・事業、その運用状況といったファンドの運営内容の詳細について、消費者が把握できないケースが少なくありません。契約後、業者に対してファンドの運営状況等について説明を求めても、十分な情報提供がなく、消費者が支払ったお金が実際にどのように運用されているのか、資金がどこで管理されて

いるのかなどが不明なケースがあります<sup>15</sup>。

#### (5) 被害回復が難しいケースが多い

プロ向けファンドに関する相談では、次のような理由から、被害回復が難しいケースが多くなっています。

- ①販売勧誘規制が大幅に緩和されているため、業者に対して勧誘上の問題点を指摘しにくい<sup>16</sup>。
- ②契約上、期中での解約ができないことになっているものが多く、それを理由に解約・返金に応じない。また、解約は認めるものの高額な解約手数料を取るケースもある。
- ③トラブルのきっかけとしては、配当が滞った、返金困難との連絡があった、業者が倒産した、金融庁から警告が出ていることを知ったなども多いが、このような状況になると業者に資金がほとんど残っていないケースが多い。また、業者と連絡がつかなくなることも少なくない。

### 4. 消費者へのアドバイス

#### (1) 取引内容が理解できなければ契約しない

プロ向けファンドは、プロ投資家を相手に販売・運用が行われるハイリスクで複雑な商品であり、投資経験の乏しい一般投資家が購入するようなものではありません。また、金融商品取引法では、プロ向けファンド届出業者に対する販売勧誘規制が大幅に緩和されており、契約締結前の書面交付義務や適合性の原則といった一般投資家保護のための規定が適用されません。ご自身で取引内容（ファンドの仕組み、投資内容、そのリスクなど）が理解できなければ契約しないでください。

#### (2) 「必ずもうかる」「元本保証」などと勧誘してくる業者とは絶対に契約しない

プロ向けファンドでは、元本は保証されていません。「必ずもうかる」「元本保証」などといったセールストークをすることは法律で禁止されています。こうしたそのセールストークをしてくる業者とは絶対に契約しないでください。

#### (3) 金融庁に届け出ているからといって信用できる訳ではない

金融庁（財務局等）に届け出ているから、あるいはファンドにプロ投資家が出資しているからといって、業者やファンドに信用力がある訳ではありません。安易に信用しないでください。

なお、金融商品取引業としての「登録」も、プロ向けファンド業務の「届出」も行っていない業者（無登録業者、無届業者）による金融商品の販売トラブルも非常に目立っています。悪質な

---

15 投資家によるファンドへの出資は、組合契約（匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約等）として行われることが多いところ、これらの組合では、法律上、組合員の権利として経理情報（財務諸表等）についての開示を求めることが認められている。しかし、これらの権利は契約前の投資家には適用されず、また組合員（契約後）であっても、経理情報以外の情報（ファンドの具体的な仕組み、投資対象の資産・事業、運用状況等）は開示対象とならない。

16 プロ向けファンド届出業者に関する相談では、高齢者がトラブルにあっているケースが非常に多いが（60歳以上が全体の約9割）、高齢者の場合、契約当時の記憶があいまいで、当時の事実関係（業者からどのような説明を受けたかなど）について確認することが難しいという問題もある。

販売勧誘を行うこうした業者とは絶対に契約しないでください<sup>17</sup>。

**(4) 「代わりに買って」「名義を貸して」「あなたの名前で買った」などと持ちかけてくる勧誘の電話はすぐに切る**

劇場型勧誘では、ファンドに関するパンフレットが送られてきた後に、別の業者から「代わりに購入してほしい」「名義を貸してほしい」「あなたの名前で買った」などと電話がかかってきます。勧誘の電話を受けた際に話を長く聞いてしまうと、断るタイミングを失い、電話を切りづらくなりますので、「興味ありません」「お断りします」と言ってすぐにきっぱりと断ってください。

一度電話に出ると切りにくくなります。そこで、留守番電話機能を利用して、かかってきた電話には出ず、必要に応じて後でかけ直すようにする方法が有効です。また、発信者番号表示機能のある電話を使用している場合には、番号非通知や知らない番号からの電話には出ないという方法もあります。

**(5) すぐに消費生活センター等に相談する**

少しでも疑問や不安を感じた場合には、すぐに消費生活センターや、ご家族・友人等に相談してください。お金を払う前に相談することが重要です。

**(6) 日頃からの高齢者への見守りが大切**

トラブルにあっている方の多くが高齢者です。高齢者の消費者トラブルの未然防止のためには、家族や身近な人の協力が不可欠です。日頃から家族やホームヘルパーなどの身近な人が本人の様子などに気をつけることが大切です。

## 5. 行政への要望

プロ向けファンドに関しては、その制度趣旨に反して、一部の業者によって、不特定多数の一般投資家への勧誘を前提としたファンドが組成され、高齢者を中心とする投資経験の乏しい者に対して不適切な勧誘が行われており、これによって多くの消費者トラブルが生じています。

こうしたトラブルの未然防止のために、対策の強化として次の2点を要望します。

- ①プロ向けファンドの制度趣旨に則った仕組みを導入すること。
- ②不適切な勧誘を行うプロ向けファンド届出業者に対して厳格な対応をとること。

## 6. 要望先

金融庁 総務企画局市場課

金融庁 監督局証券課

証券取引等監視委員会事務局

---

<sup>17</sup> 登録業者及び届出業者については、金融庁ホームページ「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」(<http://www.fsa.go.jp/menkvo/menkvo.html>) 及び「適格機関投資家等特例業者等」(<http://www.fsa.go.jp/menkvo/menkvoj/tokurei.html>) で確認することができる。

## 7. 情報提供先

消費者庁 消費者政策課

内閣府 消費者委員会事務局

警察庁 生活安全局生活経済対策管理官



## 【参考】プロ向けファンドに関連する法律について

### (1) 金融商品取引法について

- ・プロ向けファンドには金融商品取引法が適用されます。金融商品取引業を行う者には「登録」が義務づけられていますが、勧誘の相手方がプロ投資家であることが想定されるプロ向けファンドの場合は「登録」でなく「届出」でよいこととされ、同法上の販売勧誘規制が大幅に緩和されています（金融商品取引法 63 条）。適用される販売勧誘規制としては、虚偽告知と損失補てんの禁止のみであり、金融商品取引業者に課される広告規制や契約締結前書面交付義務、契約締結時書面交付義務、断定的判断の提供の禁止、迷惑勧誘の禁止、適合性の原則などは適用されません。なお、虚偽告知と損失補てんの禁止に違反した場合は刑事罰の対象となります。
- ・プロ向けファンド届出業者が、実質的に 50 人以上の一般投資家にファンド持分を販売し、または運用している場合は、金融商品取引業としての「登録」が必要となり（金融商品取引法 29 条）、登録がない場合は無登録営業として刑事罰の対象になるとともに、証券取引等監視委員会の申立てを経て裁判所による禁止命令等が発令されることがあります<sup>18</sup>。また、プロ向けファンドの取得者として 1 人以上含まれていなければならないプロ投資家が存在していなかった場合も同様です。
- ・届出業者の行為が虚偽告知など金融商品取引法違反となる場合には、証券取引等監視委員会の申立てを経て裁判所による禁止命令等が発令されることがあります<sup>19</sup>。
- ・届出業者が、虚偽告知等で金融商品取引法違反となる行為や、投資家からの出資金を運用資産以外に流用しているなど投資者保護上問題のある行為を行っている場合には、金融庁（財務局等）による警告の対象となります。

(注) 登録業者とプロ向けファンド届出業者との販売勧誘規制の比較

| 金融商品取引法上の<br>一般投資家向けの主な販売勧誘規制 <sup>20</sup> | 第一種登録業者・<br>第二種登録業者 | プロ向けファンド<br>届出業者 |
|---|---------------------|------------------|
| 広告規制 (37 条)                                 | ○                   | ×                |
| 契約締結前書面交付義務 (37 条の 3)                       | ○                   | ×                |
| 契約締結時書面交付義務 (37 条の 4)                       | ○                   | ×                |
| 虚偽告知 (38 条)                                 | ○                   | ○                |
| 断定的判断の提供の禁止 (38 条)                          | ○                   | ×                |
| 迷惑勧誘の禁止 (38 条)                              | ○                   | ×                |
| 損失補てんの禁止 (39 条)                             | ○                   | ○                |
| 適合性の原則 (40 条)                               | ○                   | ×                |

(○：規制が適用される、×：適用されない)

18 札幌地方裁判所は、合計 20 本の組合契約の持分の私募を行い、49 人を超える一般投資家の出資金の運用をおこなっていたプロ向けファンド届出業者（ジャパンライズ株式会社）に対して、証券取引等監視委員会の申立てを受けて緊急差止命令を発令している（2011 年 5 月 13 日）。

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2011/2011/20110513-1.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110513-1.htm)

19 名古屋地方裁判所は、パンフレット等に事実と著しく相違する内容を表示していたり、ファンドの運用方法に関して虚偽告知を伴う勧誘を行っていたプロ向けファンド届出業者（F-SEED 株式会社）に対して、証券取引等監視委員会の申立てを受けて禁止命令等が発令している（2013 年 4 月 11 日）。なお、出資金を営業者の報酬や分配金にあてていたことについても「虚偽告知」に当たるとされた。

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2013/2013/20130411-1.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130411-1.htm)

20 この他、プロ向けファンド届出業者に適用されない販売勧誘規制としては、虚偽・誤解させる表示の禁止、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止などがある。

## (2) 金融商品販売法について

- ・プロ向けファンドには金融商品販売法が適用されます。同法では、業者に対して、投資リスク等について消費者の知識、経験、財産の状況や契約の目的に照らして消費者が理解できるような表現や方法で説明する義務が課されているほか、断定的判断の提供が禁止されています。こうした重要事項の説明義務違反や断定的判断の提供によって、消費者が損害をこうむった場合、業者にはその損害を賠償する義務が生じます。
- ・また、業者は、消費者に金融商品を勧めるにあたって、勧誘方針を策定、公表しなければなりません。業者が勧誘方針を策定しなかった、または公表しなかった場合は罰則（過料）の対象となります。

## (3) 消費者契約法について

- ・プロ向けファンドには消費者契約法が適用されます。消費者がプロ向けファンドへの出資契約をするにあたり、業者によって不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知といった消費者の誤認を招く説明等があった場合は契約を取り消すことができます。また、不退去や退去妨害といった消費者を困惑させる勧誘があった場合も契約を取り消すことができます。

## (4) 特定商取引法について

- ・プロ向けファンドについて特定商取引法が適用される場合があります。特定商取引法では、金融商品取引法上の金融商品取引業者が行う商品の販売等が適用除外とされていますが、プロ向けファンド届出業者は金融商品取引業者に該当しません。したがって、ファンドの勧誘が訪問販売や電話勧誘、通信販売で行われた場合で、当該ファンドへの出資が特定商取引法の対象取引にあたり、取引の相手方が当該取引を営業のためまたは営業として行うものでなければ、同法が適用されます（特定商取引法 26 条 1 項 8 号イ）<sup>21</sup>。
- ・特定商取引法が適用される場合には、氏名・販売目的の明示や契約書面の交付が義務づけられるほか、再勧誘、威迫・困惑、重要事項の不実告知、判断力不足に便乗した勧誘などの不当行為が禁止されます。また、法律で定められた契約書が交付されてから 8 日間はクーリング・オフすることができます（訪問販売または電話勧誘販売の場合）。

<sup>21</sup> 東京都は、通信販売により海外企業への投資を募っていたプロ向けファンド届出業者（株式会社ガリレオパートナーズ）等に対して、特定商取引法に基づいて業務停止命令の行政処分を行っている（2011 年 10 月 20 日）。  
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2011/10/20lak200.htm>